当日配付資料

令和８年 11 月 19 日
課　名　総務局人事課
担当者　課長　丸石
内　線　2238

令和８年度職員の給与等勤務条件に係る交渉について

１　要旨・目的

令和８年度職員の給与等勤務条件に係る交渉の提案項目について報告する。

２　現状・背景

毎年、人事委員会の勧告（職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告）後に、地方公務員法上の職員団体と職員の給与等の勤務条件について確定交渉を行っている。

３　概要

⑴　交渉団体

広島県関係職員団体三者共闘会議
（県職員連合労働組合、県教職員組合、県高等学校教職員組合）

⑵　交渉日

ア　第１回　令和８年 10 月 29 日（木）
イ　第２回　令和８年 11 月 18 日（水）

⑶　県の提案内容

区分		内容	実施時期
人事委員会勧告等	令和８年４月の公民較差等	○月例給の改定（公民較差 11,765 円、＋2.95％） ・人事委員会勧告どおり、給料表を改定	令和８年４月
		○期末・勤勉手当の引上げ（公務 4.65 月 ⇔ 民間 4.71 月） ・期末手当及び勤勉手当をともに 0.025 月分ずつ引上げ（年間 4.65 月分⇒4.7 月分）	令和８年 ６月・12 月
		○医師に対する初任給調整手当の改定 ・国家公務員の取扱いに準じて改定	令和８年４月
		○宿日直手当の改定 ・国家公務員の取扱いに準じて改定	
	給与制度をめぐる諸課題	○転居に関する手当の新設等 ・60km 以上の転居を伴う転勤をした職員を対象に転居手当を新設（月額 6,000 円～43,000 円（単身赴任者は 11,000 円～105,000 円）を異動から原則３年間支給） ・単身赴任手当の加算額（月額 8,000 円～70,000 円）を廃止	令和９年４月
		○短時間勤務会計年度任用職員の給与の見直し ・扶養手当及び住居手当に相当する報酬を支給できるよう見直し	
		○社会人経験採用者の経験年数換算の見直し ・給与決定において経験年数を 10 割で計算するよう見直し（７年超の経験年数を 2/3 で換算⇒3/3 で換算）	
	多様な働き方の推進等	○フレックスタイム制の導入	令和９年 10 月以降
		○無給休暇の新設 ・事由を問わず、年７日取得できる年次無給休暇を新設	令和９年４月
		○代休日の指定等の見直し ・休日勤務が１日に満たない場合でも指定可能とするよう見直し	